

年 組 氏名

保護者様

静岡県西遠女子学園

校長 岡本 肇

学校感染症による出席停止について

ご息女が、主治医により下記の学校感染症(○印)と診断された場合は、学校保健安全法第12条の規定により出席停止の扱いになります。なお、主治医の診察を受け登校の許可がおりましたら、下記の証明書を主治医に記入してもらい、持参のうえ登校し、学校に提出してください。

記

種	○印	感染症名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
1		病名()	治癒するまで
2		インフルエンザ	解熱後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで
		麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
		風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
3		結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
		コレラ	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管性出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ()		

*学校保健安全法第12条には「校長は、感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒があるときは、政令でさだめるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登校許可証明書

学校長様

年 組 氏名

1. 病名を記入または、○で囲んでください

第1種	病名()
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管性出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病()

2. 出席停止期間 平成 年 月 日 から 月 日まで

上記の者の病気は感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印